

市民後見人とは？

親族でなく、弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職でもない、地域に住む一般市民による後見人です。

市民後見人として活動するには、市民後見人養成研修を修了することなどの要件が必要です。



なぜ市民後見人が必要なの？

成年後見制度の利用をする人は年々増加しています。そこで、期待されているのが、市民後見人です。身近な存在である市民後見人は、住民目線でご本人に寄り添った、決め細やかな支援者として、今後、活躍が期待されています。

※この研修は、糸島市の委託を受けて糸島市社会福祉協議会が行っています。

糸島市市民後見人養成研修・受講申込書

申込日：令和 年 月 日

◇FAXの場合は、324-3166

◇郵送・持参の場合は、糸島市社会福祉協議会（健康福祉センターあごら内）まで

ふりがな	連絡先（自宅・職場）	
氏名	（携帯電話）	
	メールアドレス	
生年月日	昭和・平成 年 月 日（ 歳）	
住所	〒 - ※市外在住の場合、勤務先名（ ）	
受講動機	<input type="checkbox"/> 市民後見人として活動したい	<input type="checkbox"/> 親族を後見している（予定している）
	<input type="checkbox"/> 自分の将来のため	<input type="checkbox"/> 介護・福祉などの仕事の上での必要性
	<input type="checkbox"/> その他（ ）	

【申し込み・問い合わせ先】

糸島市社会福祉協議会 住所：糸島市潤一丁目22番1号健康福祉センターあごら内

電話：324-1660 FAX：324-3166

糸島市市民後見人養成研修 参加者募集

糸島市では、判断能力が不十分な方の権利擁護のため、高齢者や障がいのある方にとって身近な存在の市民の中から市民後見人を養成しています。

応募要件及び応募要領

- 応募要件（次の全てを満たしている人）
 - ◇ 糸島市に在住または在勤の18歳以上の人
 - ◇ すべてのカリキュラムを受講できる見込みがある人
 - ◇ 高齢者及び障がいのある人に対する地域福祉活動に理解があり、研修受講後、市民後見人として活動する意思のある人
 - ◇ 以下の欠格事由に該当していないこと
 - ア 家庭裁判所から成年後見人、保佐人、又は補助人を解任された人
 - イ 破産者
- 研修期間 令和4年10月1日（土）～令和4年12月24日（土）全9回
- 開催場所 糸島市健康福祉センターあごら（糸島市潤一丁目22番1号）
- 参加費 3,000円（テキスト代） ※初回。受付時に徴収します。
- 応募 糸島市ホームページ及び糸島市社会福祉協議会ホームページ
受講申込書にて応募
 - ◇ 申し込み書設置場所/市役所(地域福祉課・介護高齢者支援課)
健康福祉センターあごら、地域包括支援センター、校区コミュニティセンター
 - ◇ 申し込み方法/電話・FAX・持参・郵送
- 締め切り 令和4年9月22日（木）※定員40名
(定員になり次第、受付終了とします。)
- その他 本養成講座の受講により、成年後見人等、専門職の資格が得られるものではありません。

糸島市市民後見人養成研修カリキュラム

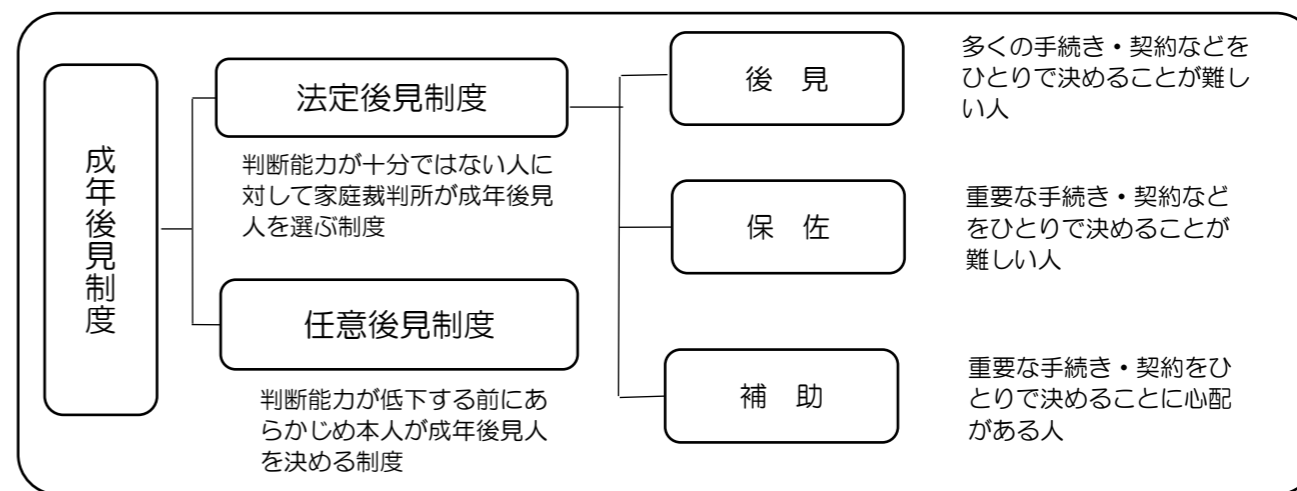
回数	日時	時間	研修科目
1	令和4年 10月1日(土)	10:00~10:30	開講式・オリエンテーション
		10:30~12:00	成年後見制度概論
		13:00~15:00	成年後見制度各論Ⅰ・法定後見制度
		15:00~16:00	成年後見制度各論Ⅱ・任意後見制度
2	令和4年 10月8日(土)	10:00~12:00	市民後見概論
		13:00~14:30	介護保険・高齢者施策への取組み状況
		14:30~16:00	障がい者施策への取組み状況
3	令和4年 10月15日(土)	10:00~12:00	成年後見を取り巻く関係諸制度の基礎
		13:00~16:00	対象者理解(高齢者・認知症の理解)
4	令和4年 10月22日(土)	10:00~12:00	対象者理解(障がい者の理解)
		13:00~16:00	権利擁護と意思決定支援
5	令和4年 11月6日(日)	10:00~12:00	民法の基礎
		13:00~15:00	家庭裁判所の役割
		15:00~16:30	消費者保護について
6	令和4年 11月13日(日)	10:00~12:00	成年後見の実務①申立て手続き書類の作成
		13:00~14:00	成年後見の実務②財産目録の作成
		14:00~16:00	演習①申立て手続きの作成
7	令和4年 11月26日(土)	10:00~11:30	成年後見の実務③後見計画・予定の作成
		12:30~14:00	成年後見の実務④報告書の作成
		14:00~16:00	演習②後見計画・報告書の作成
8	令和4年 12月17日(土)	10:00~12:00	成年後見の実務⑤後見付与申立の実務
		13:00~15:00	成年後見の実務⑥終了時の手続き
		15:00~16:00	演習③後見事務終了の手続き
9	令和4年 12月24日(土)	10:00~11:00	地域福祉・生活困窮者自立支援制度他
		11:00~12:00	地域福祉・日常生活自立支援事業
		13:00~13:30	今後の活動について
		13:30~14:30	修了式・修了証書交付

※講師の都合などにより、日程が変更になる場合があります。

成年後見制度とは？

成年後見制度は、判断能力が不十分な方の財産の管理や福祉サービスの契約の締結を、本人の意思を尊重しながら行うことで、権利を守り、法律的に生活を支援するものです。

この制度には、既に判断能力が不十分で、支援が必要な場合に申し立てる「法定後見制度」と、将来、判断能力が不足になった時に備えて、自分で後見人等を決めておく「任意後見制度」があります。また、法定後見制度には「後見」「保佐」「補助」の3つのタイプがあり、本人の判断能力に応じて、家庭裁判所が選任します。



成年後見人の役割とは？

成年後見人には、大きく分けて「財産管理」と「身上監護」の2つの役割があります。

【財産管理】

本人に代わって財産の管理をします。財産を維持するだけでなく、処分することもあります。

「たとえば」

- * 印鑑や通帳の管理
- * 収支の管理(支払いなど)
- * 不動産の管理など

【身上監護】

被後見人の生活や健康に配慮して、安心して生活を送れるように契約などの法律行為を行います。

「たとえば」

- * 家の賃貸契約の更新手続き
- * 介護サービスや福祉施設の手続き
- * 生活状況の確認など